

## らいくプラス

いまから  
遺言

40～50代の働き盛りが、遺言に強い関心を寄せている。相続すべき子どもがいない世帯の増加や相続トラブルの多発によって、死後の不安が高まっていることが背景にある。遺言書に託す最後の願いには、その人の価値観や人間関係が投影されている。

10年前の1・4倍だ。高齢化という社会変化に加え、数字を押し上げているのが40～50代だ。ここ数年、相続相談を請け負う夢相続(東京都中央区)には、この世代からの相談が増えている。同社が支援した人の遺言書作成時

は、自分や家族が安心して生きていけるためのもの」。4月25日、愛知県東海市での遺言セミナー。講師である行政書士、佐山和弘さん(43)の言葉に、50人以上の参加者が大きくうなずいた。

白衣に聴診器を下げた医師にふんじ、相続トラブルを病気にたとえる。「それを予防するのが遺言です」と説明するご笑いが起きた。友人と来ていた50代女性は「遺言は暗いイメージだったけれど興味がわいた」と話す。

10年で35%増

遺言書を作る人が増えている。日本公証人連合会(東京都千代田区)によると、2009年に公証役場で作られた公正証書遺言は約7万8千件で、10年前に比べて35%増加した。家庭裁判所が検認した自筆の遺言書は年間1万3千件を超え、



**妻へ確実に残す／がん研究に寄付**

# 働き盛り「願い」を託す

遺言者最終の意思を表す遺言書には、財産を誰に残すかと言った内容に加え、「付言事項」という項目でメッセージを記すことができる。家族不安を残すことなく他界した父を見て、Aさんも方が

## 早めの備え 安心手に

は安心して人生歩める」と感じている。

40～50代を動かした要因は男性Bさん(57)は09年



遺言セミナーでは40～50代の参加者が目立ってきた(4月25日、愛知県東海市)

千葉県柏市で自営業を営む男性Bさん(57)は09年5月に遺言書を作成した。

遺言書は人生や人間関係を見つめ直すことにもつながる。配偶者に多くを相続させたい、恋人に残したい、といった願いは、遺言書が40～50代を動かした要因として大きくなっている。私が子どもがいない夫婦の事態に備え、09年に公正証書遺言を作成した。「悲しまない自分の人生歩んでほしい」と息子たちへのメッセージを加えた。完結まで2週間を要し、費用は専門家への相談料も含めて15万円ほどかかった。今

や単身者の増加だ。子どもがないケースでは亡くなつた人の親たちは兄弟も相続人となるため、『遺言書で意思ははっきり示す必要がある』と司法書士の大橋恵子さんは言う。

法定相続では単身者が亡くなった場合、遺産は親に、親がいなければ兄弟のものになる。子どもがない夫婦のどちらかが亡くなつた

たと説明すると笑いが起きた。友人と来ていた50代女性は「遺言は暗いイメージだったけど興味がわいた」と話す。

遺言書は年々増えている。公正証書以外の遺言の検認数(右軸、年度)と公正証書遺言の作成件数(左軸)の比較

は、『財産はどうなるんだろう』とずっと気になっていたが、08年に父が他界して踏み切った。財産の4分の3は妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え。妻に妻(51)に、自分の妹に一部を残す考え方もある」と司法書士の大橋恵子さんは言う。

法定相続では単身者が亡くなる場合、遺産は親に、親がいなければ兄弟のものになる。子どもがない夫婦のどちらかが亡くなつた

たと説明すると笑いが起きた。友人と来ていた50代女性は「遺言は暗いイメージだったけど興味がわいた」と話す。

遺言書は年々増えている。公正証書以外の遺言の検認数(右軸、年度)と公正証書遺言の作成件数(左軸)の比較

15歳から書ける	15歳から書ける
・葬儀や告別式のやり方を決める	・度胸でも書き直せる
・墓や仏壇などを継承する人を指定する	・未成長の子の後見人を指定する
・未成年の子の後見人を指定する	・成まで2週間を要し、費用
・財産を贈贈し、ベットの世話を頼む	・専門家への相談料も含めて15万円ほどかかった。今

遺言には大きく分けて「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類がある。自筆証書遺言は費用がほとんどかかりません。自分で書き、署名・押印し保管するため、内容を秘密にできるが注意点も多い。必ず自筆でワープロ打ちは不可。日付は正確に書き、数字には「貳」などの漢数字を使うべき改ざんを防ぐ。嚴重に管

理して紛失に気が付ける。配偶者や信頼できる人に存在を知らせておくことも大切だ。公正証書遺言は、遺言の内容を考えておき、公証役場で口述で公証人に伝え、公証人が書く。遺言は原本を役場が保管し証拠能力は高い。立会人が2人以上必要で遺産額などに応じて数万円程度の費用かかる。

## 改ざん防止に漢数字

改ざん防止に漢数字